

交野市税条例施行規則の一部を改正する規則

交野市税条例施行規則（昭和46年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（電子申告等）

第4条の2 納税者の利便性、事務手続の簡素化等にかんがみ、申告並びに申請及び届出のうち、市長が必要と認めるものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行う手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年12月15日から施行する。